

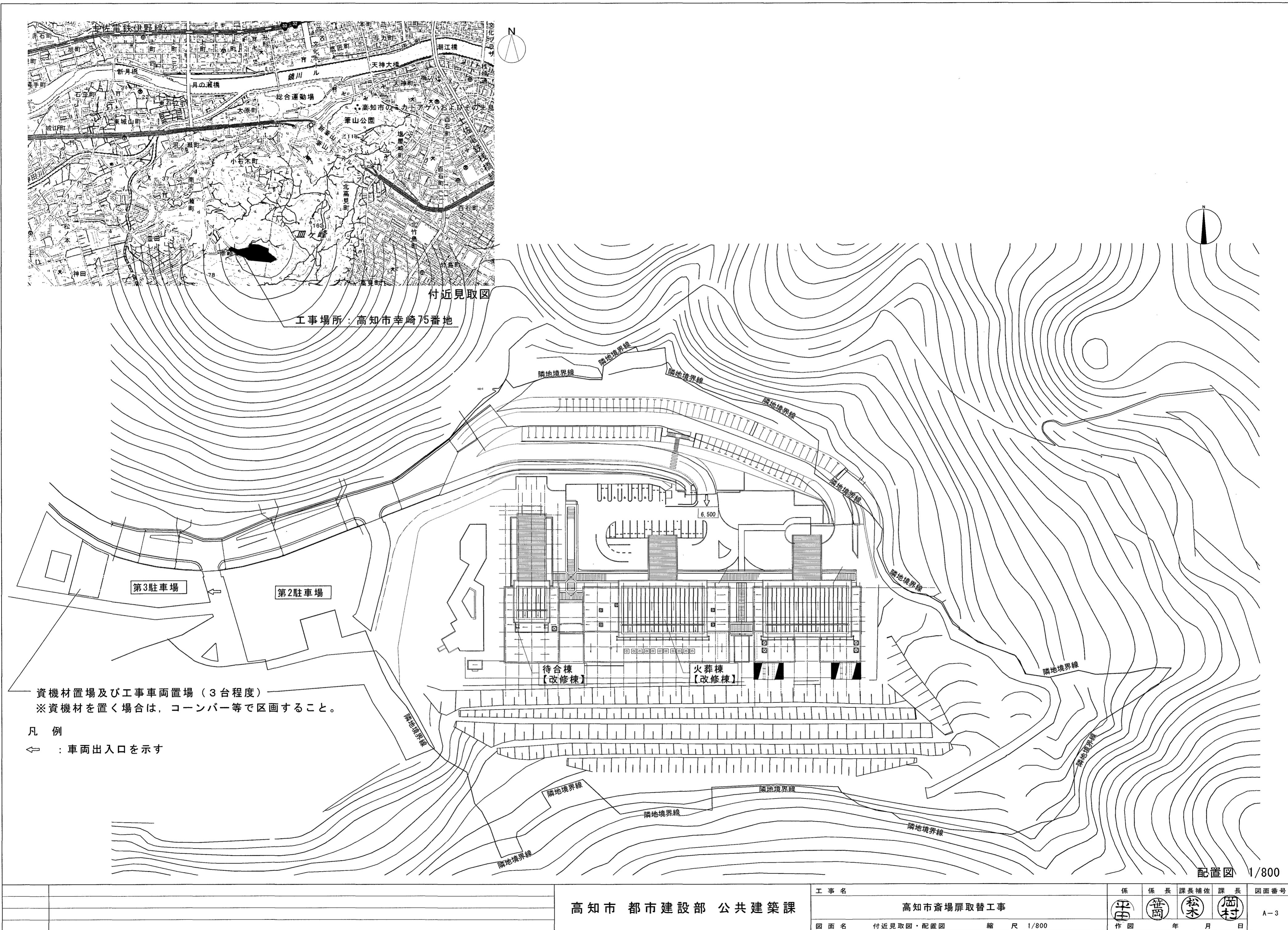
高知市斎場扉取替工事

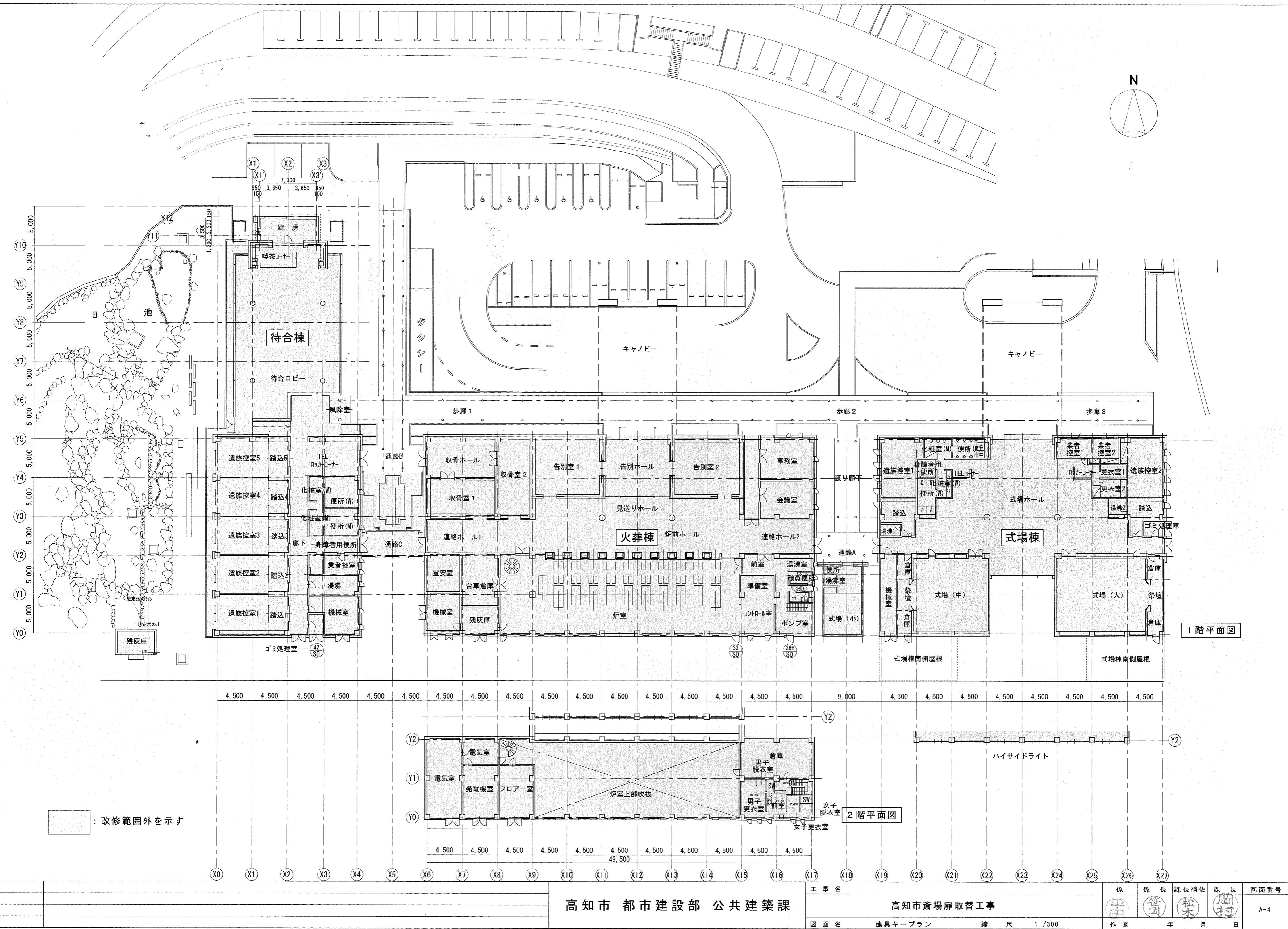
図面リスト

図面番号	図面名称
A - 1	改修特記仕様書(1)
A - 2	改修特記仕様書(2)
A - 3	付近見取図、配置図
A - 4	建具キープラン
A - 5	改修建具表

高知市斎場扉取替工事 特記仕様書		項目	特記事項	項目	特記事項
I 工事概要				2024.04	
1. 工事場所	高知市幸崎75番地			19 施工数量調査	※ 図示・改修建物の外壁、軒天、バラベット [1.6.2]
2. 工事種目	【待合棟】 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 平家建て 延べ面積808.65m ² 【火葬棟】 鉄筋コンクリート造 2階建て 延べ面積1523.19m ²	1) 建具改修 一式	配置人員の資格 ・ 1名以上／1班は交通誘導警備業務に係る検定合格者(1級又は2級)を配置する工事。 ※ 交通誘導に關し、1名以上／1班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。 資 格 要 件 1, 2級交通誘導警備 交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識及び技能を有すると認めたもの 検定合格者 (交通誘導警備員A) 人 2) 交通誘導警備 交通誘導警備に関して、専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。 ※ 交通誘導警備員B 交通誘導警備法における指定講習を受講したもの 的知識及び技能を有する警備員等を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの 人 なお、事前に監督職員に検定合格証の写し等の資格要件の確認できる資料を提出する。 また、警備員等に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同様の資料を提出する。	調査範囲 ※ 外壁改修フローに対する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量(幅、長さ、面積)の調査を行う。 また、その調査の結果を立面図等に記載し集計表を添えて電子データと共に、監督職員に報告する。(必要に応じ写真等を添付する)	
3. 関連工事等	電気設備工事 機械設備工事 ガス設備工事 昇降機設備工事 植栽工事 合併処理装置設置工事 外構工事	10) 工事安全計画書 11) 総括安全衛生管理 義務者の指名 12) 発生材の処理	建設工事公災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に、工事安全計画書を監督職員に提出する。 労働安全衛生法第30条第2項に基づき指名をする。	20 技能土及び技能資格者	※ 適用する (○: 一級, ●: 二級) [1.7.2] [1.7.3] 工事種別 ・ 仮設工事 ・ 鉄筋工事 ・ コンクリート工事 ・ 鉄骨工事 ・ ブロック・ALCパネル工事 ・ 防水工事 ・ 石工事 ・ タイル工事 ・ 木工事 ・ 屋根及びとい工事 ・ 金属工事 ・ 左官工事 ・ 建具工事 ・ カーテンウォール工事 ・ 塗装工事 ・ 内装工事 ・ 植栽工事 ・ その他
4. 概工期期	完成期限の()日前 (令和 年 月 日)		産業廃棄物の運搬、処分等については、1.3.12により適切に処分するものとし、 事前に監督職員に処理計画書を提出する。 産業廃棄物の運搬、あるいは處分を他業者に委託する場合は、書面による委託契約を行い、 処理計画書にその写しを添付する。 自己処分場で処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員の現地立会を受けたうえで承諾を得る。(積替・保管についても同様とする)	1.3.12	技能検定の作業の種別 ※ ●とび作業(又は足場組立作業主任者) ※ ○鐵筋組立て作業 ・ ○コンクリート圧送工事作業 ○型枠工事作業 ・ ○鉄骨工事 ・ ○セメント系防水工事作業 ○シーリング防水工事作業 ・ ○改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・ ○F R P防水工事作業 ※ ○石張り作業 ※ ○タイル張り作業 ※ ○木工事 ※ ○大工工事作業 ・ ○かわらしき ●スレート工事作業 ○内外装板金作業 ・ ○鋼製下地工事作業 (単一) 金属製パネルコニーエンジニアリング ※ ○左官作業 ・ ○ビル用サッシ施工業 ・ ○木製建具製作 ○ガラス工事作業 ※ ○金属製カーテンウォール工事作業 ※ ○建築塗装作業 ・ ○プラスチック系床仕上げ工事作業 ○壁作業 ・ ○カーペット系床仕上げ工事作業 ○床製作作業 ・ ○ボード仕上げ工事作業 ※ ○造園工事作業 ・ ○樹脂接着剤注入工事作業(エボキシ樹脂注入工事) 又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エボキシ樹脂注入工事) ・ ○家具手加工業
5. 部分使用(工事請負契約書第34条第1項)	令和 年 月 日からは、全ての室内部分を使用する。		産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、廃棄物の處理及清掃に関する法律(以下廃棄物処理法という)施行令に基づく車両への表示及び書面の備え付けを行うこと。 また、産業廃棄物を搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影(現場搬出時及び処分場到着時)し、随時監督職員に報告する。 廃棄物処理法を遵守し、工期内に最終処分(埋立処分、海洋投入処分又は再生)を終了しなければならない。 また、産業廃棄物管理票(以下マニフェストという)により適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員にそのE票の写しを提出する。		
II 建築工事仕様		1. 特記仕様 1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印のつかない場合は、※印の付いたものを適用する。 ○印と※印の付いた場合は、共に適用する。 3) 特記事項に記載の()内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 特記事項に記載の〈 〉内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 2. 適用基準等 図面及び特記事項に記載されていない事項は、全て国土交通省(建設)大臣官房官府管轄部監修の以下による。 ・ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版) ※ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版) ※ 建築工事標準詳細図 (令和4年版) ・ 敷地調査共通仕様書 (令和4年版) ・ 建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版)	21 化学物質の室内濃度の測定	化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、 報告書を監督職員に提出する。 ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼のにおける速報等の資料を監督職員に提出する。この場合、後日には正式な報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。 測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告すること。	
3. 「週休2日制モデル工事」の実施について ① 対象 (・ 受注者指定型 ○ 受注者希望型) 本工事は、工事着手日から工事完成までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする 「週休2日制モデル工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制モデル工事」 試行要領(管轄工事編)による。 (https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukuyuhutsuka.html)	・ 対象外(理由:)	※ 行う 分析調査 ※ 施工計画調査の結果により、監督職員と協議する。 ・ 行う ()・ 行わない	22 直接仮設の養生	測定方法 ※ 厚生労働省「室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」による。 測定対象化学物質 ※ ホルムアルデヒド ※ トルエン ※ キシレン ※ エチルベンゼン ※ スチレン ※ パラジクロロベンゼン 測定箇所 ()箇所 施工前・施工後(計 回測定) 測定対象室 () なお、測定結果が厚生労働省の定める指針値を超える場合は、原則として本工事の引き渡しを行わないこととする。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。 1) 何らかの対策が施された結果、本工事の施工により生じたものでないことが明確である場合。 2) 濃度測定の結果が、本工事の施工により生じたものでないことが明確である場合。 3) 濃度測定が、使用開始後(備品の搬入等を含む)に行われた場合。 本工事の引き渡し後、あるいは、使用開始後に室内の揮発性有機化合物(VOC)の濃度測定が行われ、測定結果が厚生労働省の指針値を超える場合については、受注者は、工事引き渡し後であっても、その原因究明に当たって協力しなければならない。 また、本工事の施工が原因となって、化学物質の濃度が厚生労働省の定める指針値を超えたものであることが判明した場合は、受注者の負担により、その対策を講じなければならない。	
項目	特記事項		再生資源利用(促進)計画書及び実施書の提出(請負額100万円以上)	23 建築材料等	内部養生に合板又は構造用パネルを使用する場合、その合板または構造用パネルのホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆、又はそれと同等と認められる製品を使用する。
一般共通事項		1. 工事実績情報サービス(CORINS)への登録(請負額500万円以上)(受注、変更、完成時) 登録の手続きについては、(一財)日本建設情報総合センターの「建設実績情報のコリンズテクリス登録等に関する規約」による。	24 特別な材料の工法	本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図面に規定するもの又はこれらと同等のものとする。(記載順序は不同)また、「評価名簿による」と特記されたものについては、(一社)公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」によるもの。又は評価の内容についてこれらと同等と認められるものとする。	
2. 総合工程表		原則、工事の着手に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者連名による総合工程表を監督職員に提出する。	25 風圧力	ただし、同等とする場合は、監督職員の承諾を受ける。	
3. 総合図		工事の施工に先立ち別契約関連工事の受注者と調整のうえ、総合図を作成し、監督職員の承諾を受ける。	26 仕上面の出隅処理	県内産資材の優先使用 本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督職員の確認を受けること。 注1: 県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。 ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたものとする。 注2: 県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。	
4. 工事日誌		週ごとに工事の全般的な経過及び次回の工事予定を記載した日誌を監督職員に提出する。 また、工事の経過が明確にわかる写真を貼付すること。		本工事に記載された特別な材料の工法は、監督職員の承諾を受けて当該材料製造所の指定する工法による。	
5. 工事写真		工事写真はL版程度とし、工事の内容、日付等必要な事項を記入し1部提出する。(A4版台紙) 撮影方法は、「当総工事写真撮影要領(令和5年版)」による。 デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施をする場合は、監督職員の承諾を受ける。 なお、実施については、国営建技第14号(令和5年3月1日付)「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」による。		本工事に使用する材料及び工法は、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応したものとし、速度圧を求める場合の風速(Vo)及び地表面粗さ区分は、次の値をとる。 風速(Vo): ※ 38m/sec ~ 36m/sec 地表面粗さ区分: ※ III ~ II	
6. 下請負者の報告		各下請負者については下請負契約前に監督職員に報告する。		内外部とも仕上出隅で利用者の手の届く範囲は、図示が無くとも原則として全て面取りを施す。 木部(家具を含む) 6mm程度 コンクリート、モルタル部 20mm程度 鉄部、金属部 3mm程度 建具類等、上記により難い場合は、監督職員と協議する。	
7. 電気保安技術者		適用する。			
8. 施工条件		施工日及び施工時間 ※ 1.3.5(1)(7)による。 施工順序 図示 工事用車両の駐車場所及び資機材の置き場所 ※ 仮囲い 図示			
9. 交通誘導警備員		その他の施工条件 ① 資機材の搬出入時には、専任の誘導員を配置する。その他の場合でも、工事関係車両(乗用車も含む)が敷地内を通行する際には必ず誘導するものをつけて、公道まで徐行する。 ・ 登下校時間帯や休み時間等は車両の通行を中止する等必要な配慮をする。 ② 施設を利用しながらの工事となるので、作業時間・内容・大きな騒音又は振動を伴う作業については施設管理者と協議すること。 交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法(昭和47年法律第117号)第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させないこととする。 ただし、一時的な作業等で、安全確保に対応できると監督職員が認めたものについては、この限りでないものとする。 配置人員等 令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間は 名常駐する。 ・ 作業日は 名常駐する。その他監督職員と協議し、適宜配置する。 ・ 監督職員と協議し、適宜配置する。	16) 前払金支払割合区分補正 17) 証明書の提出(グリーン購入法) 18) 石綿含有建材の調査	事前調査の報告 一定規模以上の工事は労働基準監督署と高知市に報告が必要となる 事前調査範囲 ※ 改修範囲 貸与資料 ※ 有 ()既存の設計図書 ・ 無 分析調査 ※ 書面調査及び現地での目視調査の結果により、監督職員と協議する。 ・ 行う ()調査部位 調査建材名 検体数 分析方法 定性分析 定性分析の結果により、定量分析を行う場合は監督職員と協議する。	県内産資材の優先使用 本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督職員の確認を受けること。 注1: 県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。 ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたものとする。 注2: 県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。
				工事名 高知市斎場扉取替工事 図面名 改修特記仕様書(1) 2024.04縮尺 1 /	係 係長 課長補佐 課長 図面番号 平岡 松木 田村 A-1 作図年月日

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																									
27 事業損失補償	※現場説明書による。	5 監督職員の備品等	備品等の設置 [2.4.1]																											
28 完成時の提出図書	・完成図(作成範囲・配置図・平面図・立面図・断面図・仕上表) [1.9.1][1.9.2] ・完成図(CADデータの提出※する(CD-R等)・しない) ・保全に関する資料(提出部数※2部・部) [1.9.3] 上記のほか、使用材料のメーカー名、品番、色(マンセル値等)をCADデータ等で監督職員に提出する。 また、工種別下請負者の一覧表を提出する。 ④施工図、施工計画書 [1.9.2] 提出した施工図及び施工計画書の著作に係る当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。	6 工事用水・電力	備品の種類 机・椅子 書棚 黒板 PC 掛時計 数量 組 台 枚 台 個 備品の種類 温度計 ゴム長靴 雨がっぽ 保護帽 懐中電灯 数量 個 足 着 個 備品の種類 衣類ロッカー 冷暖房機器 消火器 湯沸器 加入電話付属器 数量 人用 台 個 台 備品の種類 掃除工具 数量 個																											
29 完成写真	下表のものを監督職員に提出する。 <table border="1"> <tr> <th>位置</th> <th>分類・規格</th> <th>撮影枚数</th> <th>部数</th> <th>原版の大きさ(mm)</th> </tr> <tr> <td>・各室</td> <td>手札版(L版)</td> <td>※2枚・枚</td> <td>※1部・部</td> <td>・100×125以上</td> </tr> <tr> <td>・外部</td> <td>キャビネ版</td> <td>※4枚・枚</td> <td>※1部・部</td> <td>・24×36以上</td> </tr> <tr> <td>・外部</td> <td>半切ペネル(・木製枠※アルミ枠)</td> <td>※1枚・枚</td> <td>※1部・部</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・スライド</td> <td></td> <td>※1部・部</td> <td></td> </tr> </table> カラー・電子データ化(CD-R等)し、すべて提出する。 撮影箇所は監督職員と協議する。 上記のほか、監督職員指示の箇所をデジタルカメラにて撮影し、CD-R等にて提出する。 画像形式等 フォーマット:JPEG 画質:標準 画像サイズ:1024×768ピクセル程度	位置	分類・規格	撮影枚数	部数	原版の大きさ(mm)	・各室	手札版(L版)	※2枚・枚	※1部・部	・100×125以上	・外部	キャビネ版	※4枚・枚	※1部・部	・24×36以上	・外部	半切ペネル(・木製枠※アルミ枠)	※1枚・枚	※1部・部			・スライド		※1部・部		7 仮開い	構内既存の施設(用水) ○利用できる(※有償・無償) ※利用できない 構内既存の施設(電力) ○利用できる(※有償・無償) ※利用できない		
位置	分類・規格	撮影枚数	部数	原版の大きさ(mm)																										
・各室	手札版(L版)	※2枚・枚	※1部・部	・100×125以上																										
・外部	キャビネ版	※4枚・枚	※1部・部	・24×36以上																										
・外部	半切ペネル(・木製枠※アルミ枠)	※1枚・枚	※1部・部																											
	・スライド		※1部・部																											
30 別途設備工事との取扱い	施工範囲 ・貫通孔、開口部の補強 ・壁、天井の仕上材、下地材の切込み及び下地材の補強 ・駆動装置が電動による建具類の2次配線及び操作スイッチ ・自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強	8 仮設物撤去後の整地・跡片付け	構内既存の施設を利用できる場合で、無償の場合は、下記a)～c)による。 a)既存設備の水栓等から直接水を使用する場合は、監督職員と協議する。 b)既存のコンセントから直接電力を使用する場合は、監督職員と協議する。 c)工事用電源を既存建築物から分岐する場合は、原則、既設分電盤の共用回路のコンセントからとする。なお、接続する回路の負荷状態等を確認し、既設負荷への波及がないようにする。 また、漏電遮断器付コンセント等を使用し、安全の確保をする。 d)工事用水は、既存設備に量水器を設けて、仮設配管を施し使用するものとする。 e)工事用電力は、原則、既存設備に電力計を設けて、仮設配電盤を設置し、使用するものとする。 四国電力送配電線などの架空線に防護管の設置が必要な場合は、監督職員と協議する。 ※ 図示																											
31 撤去部分	コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッタ一切りとする。	9 建具改修工事	※かぶせ工法・撤去工法 壁部分の開口の開け方・図示 新規建具周囲の補修工法及び範囲・図示 [5.1.3]																											
32 不当要求等への対応	暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害(以下この文において「不当介入」という。)の排除については次による。 a)受注者は、暴力団又は暴力団関係者からの工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。 b)受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。 c)受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除処理を講じなければならない。 d)受注者が、不当介入の報告を怠った場合は、「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行ふものとする。	10 防火戸	防火戸の指定等 ※図示 防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸について、連動させる装置等 ※図示 [5.1.4]																											
33 消防計画	工事の着手にあたり、火災等の災害の予防や、使用部分と工事中の部分の安全を確保するため、別契約の関連工事業者と協議の上、「工事中の消防計画書」を作成し、当該施設の防火管理者の承諾を得て届出を行う。	11 建具見本の製作等	建具見本の製作・行う(建具番号) ※行わない ・工事に使用するものとして、あらかじめ製作するもの・納まり等がわかる程度のもの 特殊な建具の仮組・行う(建具番号) ※行わない [5.1.5]																											
34 工事特性等	受注者は、自ら立案した工事特性、創意工夫、社会性等のそれぞれの評価項目について、実施しようとする場合は、事前に計画内容を所定の様式で監督職員に提出する。 また、実施後、工事完成時までに所定の様式に実施状況の分かる図面や状況写真等を添付して監督職員に提出する。	12 防犯建物部品	・適用する 適用箇所:※図示 [5.1.7]																											
仮設工事(改修)	内部足場 ※きゃたつ、足場板等 [2.1.3][2.2.1][表2.2.1]	13 アルミニウム製建具	外部に面する建具の性能等 [5.2.2][表5.2.1] <table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>耐風圧性</th> <th>気密性</th> <th>水密性</th> <th>枠の見込み</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>・A種</td> <td>S-4</td> <td>A-3</td> <td>W-4</td> <td>※図示</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※B種</td> <td>S-5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・C種</td> <td>S-6</td> <td>A-4</td> <td>W-5</td> <td>※図示</td> <td></td> </tr> </table>	種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込み	備考	・A種	S-4	A-3	W-4	※図示		※B種	S-5					・C種	S-6	A-4	W-5	※図示				
種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込み	備考																									
・A種	S-4	A-3	W-4	※図示																										
※B種	S-5																													
・C種	S-6	A-4	W-5	※図示																										
① 足場その他	外部足場 ※本足場 外部足場の養生 ※図示 ・防護シート・メッッシュシート・防音シート・防音パネル 材料、撤去材の運搬方法 ・A種 ※B種・C種・D種・E種 C種の場合 利用可能なエレベーター(※図示) D種の場合 利用可能な階段(※図示) ・屋上防水作業の端部には、墜落防止手摺等墜落の危険を防止する措置を講ずる。 本足場を設ける場合は、公共建築改修工事標準仕様書2.2.1(2)によるほか、足場の組立、解体等には変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」により行うこと。	14 鋼製建具	簡易気密型ドアセット・適用する 外部に面する建具の耐風圧性 S-4 S-5 S-6 [5.4.2][表5.4.1] 枠の見込み(※図示) ・防音ドア、防音サッシの遮音性の等級 T-1 T-2 T-3 T-4 [5.2.2][5.4.2] 適用箇所 ※図示 ・断熱ドア、断熱サッシの断熱性の等級 H-1 H-2 H-3 H-4 H-5 適用箇所 ※図示 ・耐震ドアの面内変形追随性の等級 D-1 D-2 D-3 適用箇所 ※図示 点検口の類のくつぎの材料 枠と同材 ステンレス [5.4.3] ステンレス鋼板の種類 ※SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1 鋼板類の厚さ ※図示(図示がない場合は表5.4.2による) ステンレス製くつぎの仕上げ ※HL [5.4.4] 標準型鋼製建具の有効内法寸法(表5.4.5による) ・適用する(建具符号、形式及び寸法は建具表による) 製造所:評価名簿による																											
② 養生	既存部分の養生 ※ビニルシート、合板等 [2.3.1] ・既存家具、既存設備等の養生 ※ビニルシート等 ・既存ブラインド、カーテン等の養生、保管場所 ※図示 ・固定された備品等の移動 ※図示 ・開口部養生 窓等の破損の危険がある工事を行う場合は、施工を行う周辺及びその下部の窓等には、室内に破損物等が飛散しない様、堅固な養生を行う。	15 建具用金物	種類及び見掛け部分の材質 ※表5.8.1による 金属製建具用の丁番の枚数及び大きさ ※表5.8.2による 樹脂製建具用の丁番の枚数及び大きさ ※表5.8.3による 木製建具用の丁番の枚数及び大きさ ※表5.8.4による 木製建具の戸車及びレール ※表5.8.5による 握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセントの取付け位置 ※図示 [5.8.3]																											
3 仮設間仕切り(屋内)	設置箇所 ※図示 間仕切り種別 A種・B種 ※C種 [2.3.2][表2.3.1] A種、B種の場合 ・仕上げの材種 ※せっこうボード 厚さ9.5mm 合板(普通合板) 厚さ9.0mm ・塗装仕上げ等 行う ※行わない	16 仮設扉設置箇所																												
④ 監督職員事務所	仮設扉種別 合板張り木製扉程度 図示 ・設ける(m程度) ※設けない	17 監督職員事務所																												





符号	場所	数量	26H SD	火葬棟 ポンプ室	1	32 SD	火葬棟 炉室	1	42 SD	待合棟 機械室	1
改修内容	扉及び金物【撤去】(三方枠は残置)	扉及び金物【新設】※かぶせ工法		扉及び金物【撤去】(三方枠は残置)	扉及び金物【新設】※かぶせ工法		扉及び金物【撤去】(三方枠は残置)	扉及び金物【新設】※かぶせ工法		扉及び金物【新設】※かぶせ工法	
見込寸法	100 40	100 40		100 40	100 40		100 40	100 40		100 40	
塗装	焼付	アクリル焼付 既存枠銷止め塗装【新設】		焼付	アクリル焼付 既存枠銷止め塗装【新設】		焼付	アクリル焼付 既存枠銷止め塗装【新設】		アクリル焼付 既存枠銷止め塗装【新設】	
硝子	-	-		-	-		-	-		-	
構造形式	スチールガラリ付き両開き戸 スチール t1.6 フラッシュ戸	スチールガラリ付き両開き戸 スチール t1.6 フラッシュ戸, 領縁・枠等は t1.6		スチールガラリ付き両開き戸 スチール t1.6 フラッシュ戸	スチール片開き戸 スチール t1.6 フラッシュ戸, 領縁・枠等は t1.6		スチールガラリ付き両開き戸 スチール t1.6 フラッシュ戸	スチールガラリ付き両開き戸 スチール t1.6 フラッシュ戸, 領縁・枠等は t1.6		スチールガラリ付き両開き戸 スチール t1.6 フラッシュ戸, 領縁・枠等は t1.6	
金物	ピボットヒンジ, ドアハンドル, シリンダー錠, 戸当り ドアクローザー, フランス落とし	丁番, レバーハンドル, シリンダー錠, 戸当り×2個, ドアクローザー, フランス落し, ガラリ部SUS網戸(防虫) ガラリ開口率35%		ピボットヒンジ, ドアハンドル, シリンダー錠, 戸当り ドアクローザー	丁番, レバーハンドル, シリンダー錠, 戸当り×1個, ドアクローザー		ピボットヒンジ, ドアハンドル, シリンダー錠, 戸当り ドアクローザー, フランス落とし	丁番, レバーハンドル, シリンダー錠, 戸当り×2個, ドアクローザー, フランス落し, ガラリ部SUS網戸(防虫) ガラリ開口率35%		丁番, レバーハンドル, シリンダー錠, 戸当り×2個, ドアクローザー, フランス落し, ガラリ部SUS網戸(防虫) ガラリ開口率35%	
符号	場所	数量									
改修内容											
見込寸法											
塗装											
硝子											
構造形式											
金物											
符号	場所	数量									
改修内容											
見込寸法											
塗装											
硝子											
構造形式											
金物											